

別記

様式第1号（第2条関係）

分収林契約募集（途中募集）届出書

年　月　日

都道府県知事殿

住所

氏名（法人にあては、名称及び代表者の氏名）印

下記のとおり分収林契約に係る募集（途中募集）を行いたいので、分収林特別措置法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

事　　項	内　　容		
① 募集又は途中募集の別	1　募　集　　2　途中募集		
② 分収林契約の種類	1　分収造林契約　　2　分収育林契約 3　その他の分収林契約 （①造林に関するもの ②育林に関するもの）		
③ 契約対象樹木の所有形態	1　共有 （①契約当事者全員の共有 ②その他） 2　単独所有		
④ 募集（途中募集）の申込期間	年　月　日～　年　月　日		
⑤ 分収林契約に係る土地の所在、面積及び所有者	土地の所在	市　　町　　大字	地番
	地　　積		
	森林簿の林小班		
	森林面積（実測面積）		
	土地所有者の氏名又は名称		
土地所有者の住所			

⑬ 各契約当事者が負担する造林(育林)に要する費用の範囲	区分	負担する費用の範囲		
	造林地所有者 (育林地所有者)			
	造林者 (育林者)			
	造林費負担者 (育林費負担者)			
	各契約当事者が収益分割合等に応じて共同して負担する経費			
⑭ 造林費負担者(育林費負担者)が負担すべき費用の額及び支払方法並びに支払うべき樹木の持分の対価の額	区分	1口当たりの金額	口数	総額
	造林(育林)費用	千円	/	千円
	樹木の持分の対価の額	千円	/	千円
	計	千円	口	千円
	支払方法			
⑮ 収益の分収の割合	区分	収益の分収の割合		
	造林地所有者(育林地所有者)	%		
	造林者(育林者)	%		
	造林費負担者(育林費負担者)	(1口当たり %)		
⑯ 分収林契約に係る樹木の伐採又は販売の時期及び方法	区分	伐採	販売	
	時期			
	方法	1 皆伐 2 拝伐	1 立木販売 2 素材販売	
⑰ 分収林契約に係る樹木の持分の処分及び対抗要件に関する事項				
⑱ 分収林契約に係る樹木の滅失その他の損害を填補する措置に関する事項				
⑲ 分収林契約の変更又は解除に関する事項				
⑳ 木材以外の林産物の採取に関する事項				

備考

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 2 ①、②、③、⑦、⑧、⑫及び⑯については、該当の番号を○で囲む。
- 3 ③については、分収造林契約及び分収育林契約以外の分収林契約に限り記載する。
- 4 ⑤のうち、「土地所有者の氏名又は名称」及び「土地所有者の住所」については、当該分収林契約に係る土地の所有者が募集又は途中募集する者でない場合に限り記載する。
- 5 ⑦については、伐採制限がある場合は、適用法令並びにその法令による伐採の方法及び伐採の限度を記載する。
- 6 ⑧のうち、「鳥獣害防止の方法」については、鳥獣害防止森林区域の区域内において実施する方法を記載する。
- 7 ⑩のうち、「造林（育林）の方法」については、自営、委託又は請負の別を記載する。
- 8 ⑬の「負担する費用」とは、次のようなものをいう。
- (1) 植栽費
 - (2) 保育費
 - (3) 防火線の作設及び修理並びに消火に要する経費
 - (4) 有害動植物の駆除及びそのまん延防止に要する経費
 - (5) 境界標その他の標識の設置及び保存に要する経費
 - (6) 契約対象森林の管理に必要な歩道の作設及びその保全に要する経費
 - (7) 森林の巡視に要する経費
 - (8) 保険料又は共済掛金
 - (9) 契約対象森林の土地に対する公租公課
 - (10) 立木登記等に要する経費
 - (11) 通信連絡費等契約の締結及び実施に必要な事務費
 - (12) 募集経費
- 9 ⑭のうち「支払方法」については、「契約締結のときに一括して前払いと支払う」、「契約締結のときに半額を支払い、残りの半額については毎年均等払いとする」等のように記載する。
- 10 ⑭のうち「樹木の持分の対価の額」については、持分の対価の支払いを約定する契約に限り記載する。
- 11 ⑯については、樹木の所有形態が共有であるものに限り記載する。
「持分の処分」については、「契約対象樹木の持分の譲渡又は抵当権の設定の可否」等を記載することとし、また、「持分の対抗要件」については、立木登記又は明認方法の別を記載する。
- 12 ⑰については、保険又は共済の種類を具体的に記載する。
- 13 ⑯については、当該分収林契約の変更又は解除の事由、変更後又は解除後の持分の買取り等を記載する。
- 14 ⑲については、木材以外の林産物（木の実、きのこ類、山菜等）の採取の方法等を記載する。